

金融 ADR 制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）について

株式会社貝沼信託不動産は、金融庁から信託業法および金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づく指定紛争解決機関の指定を受けている一般社団法人信託協会（以下、信託協会）との間で、手続実施基本契約を締結しております。

信託取引に関するご相談や苦情等は、【信託協会の信託相談所】でも受付しております。

信託相談所

信託協会では信託に関するご照会やご相談の窓口として信託相談所を設置しております。

信託相談所では、信託兼営金融機関および信託会社（信託銀行等）の信託業務等に対するご要望や苦情をお受けしております。

信託相談所のご利用は無料です。

電話番号：0120-817335 または 03-6206-3988

受付日：月曜日～金曜日（祝日および銀行の休業日を除く）

受付時間：午前9時～午後5時15分

詳しくは信託協会の HP をご参照ください。

<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/profile/profile04.html>